

長野市移動支援サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者等の福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第77条の地域生活支援事業として行う在宅の障害者等に対する移動支援（以下「移動支援サービス事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅 本市に住所を有する障害者等又は居住地特例適用者が支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設又は医療機関等に入所又は入院していない状態をいう。
- (2) 障害者 満18歳以上の者（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 視覚障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、視力の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）の1級若しくは2級に該当する者又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）
 - イ 肢体障害者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で肢体不自由の程度が等級表の1級若しくは2級に該当する者であって、両上肢及び両下肢若しくは体幹の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者をいう。ただし、原則として支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援（以下「重度障害者等包括支援」という。）の支給決定を受けている者を除く。以下同じ。）
 - ウ 知的障害者（療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定による療育手帳の交付を受けた者をいう。ただし、原則として支援法第5条第5項に規定する行動援護（以下「行動援護」という。）又は重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。以下同じ。）
 - エ 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付若しくは特別障害者給付金を現に受けている者をいう。ただし、原則として行動援護又は重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。以下同じ。）
 - オ 難病患者等（支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって、視覚障害、両上肢及び両下肢障害又は体幹

機能障害により屋外での移動が困難な者をいう。ただし、原則として重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。以下同じ。)

カ その他市長が特に認める者

(3) 障害児 屋外での移動が困難な児童（満6歳以上満18歳以下の者（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除き、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 視覚障害児（視覚障害者である児童をいう。以下同じ。）

イ 全身性障害児（肢体不自由の程度が等級表の1級若しくは2級に該当する児童であって、両上肢及び両下肢若しくは体幹の機能の障害を有する者又はこれに準ずるものをいう。ただし、原則として重度訪問介護又は重度障害者等包括支援の支給決定を受けている児童を除く。以下同じ。）

ウ 知的障害児（療育手帳交付要綱の規定による療育手帳の交付を受けている児童をいう。ただし、原則として重度訪問介護及び行動援護の支給決定を受けている児童を除く。以下同じ。）

エ 精神障害児（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童をいう。ただし、原則として重度訪問介護及び行動援護の支給決定を受けている児童を除く。以下同じ。）

オ 難病患者等である障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。ただし、原則として重度訪問介護及び行動援護の支給決定を受けている児童を除く。以下同じ。）

カ その他市長が特に認める児童

(4) 障害者等 障害者及び障害児をいう。

(5) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

(6) 移動支援サービス 支給決定障害者が外出する際に、第4に規定する事業者が歩行や車椅子の介助等を安全面に留意しながら行う介護その他の移動支援サービス事業に係るサービスをいう。ただし、当該サービスは、支給決定障害者に移動手段を提供するものではないものとする。

(7) 支給決定障害者 第7第1項の規定により移動支援サービスの支給決定を受けた障害者等をいう。

(8) 居住地特例適用者 支援法第19条第3項の規定により、長野市以外の市区町村の区域内に居住地を有するが、引き続き長野市で支給決定をする障害者等をいう。

(9) サービス費 支給決定障害者が第4に規定する事業者から受けた移動支援サービスに要した費用（飲食費、交通費その他実費を除く。）をいう。

(事業の対象者)

第3 移動支援サービス事業の対象者は、在宅の障害者等のうち、外出時に支援が必要であると市長が認めるものとする。

(事業の実施)

第4 移動支援サービス事業は、次の各号に掲げる要件を満たす者で、市長が適当と認めるもの(以下「事業者」という。)が実施する。

(1) 支援法第36条第1項の規定により支援法第5条第2項に規定する居宅介護、重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける者であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(2) 移動支援サービス事業の実施に関し、次のアからエまでに掲げる障害者等の区分に応じ、当該アからエまでに掲げるいずれかの従業者(移動支援サービス事業の実施に当たる者をいう。以下同じ。)を有する者であること。

ア 視覚障害者及び視覚障害児 次に掲げる従業者

(ア) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。)第1条第6号に該当する者又は居宅介護従業者基準第1条第20号、第21号若しくは第22号に規定する視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(イ) 長野市移動支援サービス従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「長野市移動支援サービス従業者養成研修課程修了者」という。)

(ウ) 盲ろう者向け通訳者養成研修会等を受講し、当該研修の事業を行った者から当該研修の受講証の交付を受けた者(以下「盲ろう者向け通訳者養成研修会等受講証交付者」という。)

(エ) 居宅介護従業者基準第1条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号若しくは第18号のいずれかに該当する者又は居宅介護従業者基準第1条第20号、第21号若しくは第22号に規定する全身性障害者外出介護従業者養成研修若しくは知的障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の交付を受けた者で、事業者において視覚障害者の移動支援サービスの補助業務を1年間行った者

(オ) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「保助看法」という。)第5条に規定する看護師又は保助看法第6条に規定する准看護師の資格を有し、事業者において視覚障害者の移動支援サービスの補助業務を1年間行った者

イ 肢体障害者、難病患者等、全身性障害児及び難病患者等である障害児 次に掲げる従業者

(ア) 居宅介護従業者基準第1条第20号、第21号又は第22号に規定する全身性障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

- (イ) 長野市移動支援サービス従業者養成研修課程修了者
 - (ウ) 居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者
 - (エ) 居宅介護従業者基準第1条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第16号、第17号若しくは第18号のいずれかに該当する者、盲ろう者向け通訳者養成研修会等受講証交付者又は居宅介護従業者基準第1条第20号、第21号若しくは第22号に規定する視覚障害者外出介護従業者養成研修若しくは知的障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者で、事業者において肢体障害者及び難病患者等の移動支援サービスの補助業務を1年間行った者
 - (オ) 保助看法第5条に規定する看護師又は保助看法第6条に規定する准看護師の資格を有し、事業者において肢体障害者又は難病患者等の移動支援サービスの補助業務を1年間行った者
 - ウ 知的障害者、精神障害者、知的障害児及び精神障害児 次に掲げる従業者
 - (ア) 居宅介護従業者基準第1条第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号、第9号、第12号、第13号、第14号、第17号若しくは第18号のいずれかに該当する者又は居宅介護従業者基準第1条第20号、第21号若しくは第22号に規定する知的障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
 - (イ) 長野市移動支援サービス従業者養成研修課程修了者
 - (ウ) 居宅介護従業者基準第1条第5号、第6号、第10号、第11号、第15号若しくは第16号に掲げる者、盲ろう者向け通訳者養成研修会等受講証交付者又は居宅介護従業者基準第1条第20号、第21号若しくは第22号に規定する視覚障害者外出介護従業者養成研修若しくは全身性障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者で、事業者において知的障害者又は精神障害者の移動支援サービスの補助業務を1年間行った者
 - (エ) 保助看法第5条に規定する看護師又は保助看法第6条に規定する准看護師の資格を有する者
 - エ 第2第2号カに規定するその他市長が特に認める障害者 当該障害者の障害の等級及び程度に応じ市長が必要と認める従業者
 - オ 第2第3号カに規定するその他市長が特に認める障害児 当該障害児の障害の等級及び程度に応じ市長が必要と認める従業者
- (事業の内容)

第5 事業者は、支給決定障害者が次の各号に掲げる外出（通勤又は営業活動等の経済的活動に係る外出、通年又は長期にわたる外出その他市長が不相当と認める外出を除く。）を行うときに、移動支援サービスを行うものとする。

(1) 次に掲げる社会生活上必要な外出

ア 国、県、市その他の公的機関等に係る外出（通勤、通学及び障害者の日常生活

活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に規定する通院等介助を除く。）

イ 生活を営むに必要な買い物等に係る外出

ウ その他市長が必要と認める外出

(2) 次に掲げる余暇活動等の社会参加のための外出

ア 地域社会参加に係る外出

イ スポーツ又はレクリエーションに係る外出

ウ 文化活動に係る外出

エ 障害者団体等の大会、会合、研修等に係る外出

オ その他市長が必要と認める外出

- 2 移動支援サービスの提供は、事業者が支給決定障害者（支給決定障害者が障害児である場合は、当該支給決定障害者の保護者）からの移動支援サービスの利用の申出を受け、それを承諾した事業者が実施するものとする。
- 3 事業者は、移動支援サービスを実施する前に、支給決定障害者（支給決定障害者が障害児である場合は、当該支給決定障害者の保護者）と移動支援サービスの提供に係る契約書を締結するものとする。
- 4 支給決定障害者（支給決定障害者が障害児である場合は、当該支給決定障害者の保護者）は、移動支援サービスを利用する際、次の各号のいずれかの方式を選択し、事業者に申し込むものとする。
 - (1) 個別支援型（支給決定障害者1人に対して移動支援サービスの従業者1人又は2人により移動支援サービスを行うことをいう。以下同じ。）
 - (2) 複数支援型（支給決定障害者複数人に対して移動支援サービスの従業者が1人又は複数人により移動支援サービスを行うことをいう。この場合において、支給決定障害者と移動支援サービスの従業者の比率は、2対1、3対2又は3対1のいずれかの比率とする。以下同じ。）
- 5 事業者は、前項第2号に規定する複数支援型の申込みに対し、当該申込みをした支給決定障害者の障害の状況、外出目的等を考慮し、安全かつ確実に移動支援サービスが提供できない場合は、複数支援型の申込みを受けてはならないものとする。
- 6 事業者は、支給決定障害者に移動支援サービスを提供するときは、支給決定障害者の障害の特性に応じ、適切な配慮をするとともに、支給決定障害者が安全に外出できるよう、必要な介護等を行うものとする。
- 7 事業者は、移動支援サービスの実施中に事故等が発生した場合においては、現場において適切な処置が行えるよう、あらかじめ当該支給決定障害者の身体状況、かかりつけ医療機関、緊急連絡先等を事前に聴取する等必要な対策を講じておくものとする。
- 8 1日当たりの移動支援サービスの提供時間は、おおむね8時間とする。ただし、市長は、8時間を超える申込みがあったときは、事業者が従業者の勤務状況等を考慮し、安全かつ確実に移動支援サービスが提供できると認めた場合に限り、提供時間の変更を認めることがある。

9 障害児に係る移動支援サービスの提供時間は、午前8時から午後6時までとする。

(移動支援サービスの支給申請)

第6 移動支援サービスの支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、長野市移動支援サービス支給申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(移動支援サービスの支給決定)

第7 市長は、申請書の提出があったときは、審査の上、移動支援サービスの支給の可否の決定を行うものとする。

2 前項の場合において、従業者2人による個別支援型については、支給決定障害者の身体的理由により従業者1人による移動支援サービスが困難なときその他これに準ずるときとして市長が認めるときに限り、移動支援サービスの支給の決定を行うものとする。

3 市長は、支給決定障害者が移動支援サービスを1月当たりにおいて利用できる限度時間(以下「利用限度時間」という。)を当該支給決定障害者の状況に応じて審査し、決定するものとする。

4 市長は、移動支援サービスの支給を決定したときは、当該支給決定障害者に長野市移動支援サービス受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

5 事業者は、第5第3項に定める契約書を取り交わしたときは、前項に定める受給者証に事業者の名称及び提供する1月当たりの移動支援サービスの時間数(当該支給決定障害者と事業者との間で決める時間数をいう。)を記入するものとする。

6 移動支援サービスの支給を受けようとする支給決定障害者は、事業者に受給者証を提示して当該サービスを受けるものとする。

7 支給決定障害者は、利用限度時間を超えて移動支援サービスを利用できないものとする。

(支給決定の変更又は廃止)

第8 支給決定障害者は、現に受けている支給決定に係る移動支援サービスの支給量その他支給決定の内容の変更又は廃止をしようとするときは、長野市移動支援サービス支給内容変更(廃止)申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請又は職権により、支給決定障害者につき、支給決定の変更の必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市長は、当該決定に係る支給決定障害者に対し変更後の受給者証又は通知書を交付することにより変更内容を通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9 市長は、支給決定障害者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すものとする。

(1) 移動支援サービスの支給を受ける必要がないとき。

(2) 支給決定の有効期間内に、長野市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったとき(居住地特例適用者を除く。)

2 市長は、前項の規定による支給決定の取消しを行った場合は、当該支給決定の取消しを行った支給決定障害者に対し、受給者証の返還を求めるものとする。

(費用負担等)

第10 市長は、支給決定障害者が支給決定の有効期間内において、事業者から移動支援サービスを受けたときは、当該支給決定障害者に対し、サービス費の一部を支給する。

2 前項の規定により支給するサービス費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 別表に定める基準により算定した額

(2) 次のア又はイに掲げる支給決定障害者の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア イに掲げる者以外の支給決定障害者 前号の額の100分の10に相当する額

イ 次のいずれかに該当する支給決定障害者 零

(ア) 支給決定障害者及びその配偶者（障害児にあっては、当該障害児と同一の世帯に属する者）が移動支援サービスの利用のあった月の属する年度（移動支援サービスの利用のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課されない支給決定障害者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(イ) 支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が移動支援サービスの利用のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である支給決定障害者

3 前2項の規定により市長が支給するサービス費の額は、市長が事業者に支払うものとする。

4 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者に対しサービス費の支給があったものとみなす。

5 第2項第2号アの額は、事業者が支給決定障害者に請求し、当該支給決定障害者が当該事業者を支払うものとする。

(サービス費の請求)

第11 事業者は、サービス費を請求するときは、長野市移動支援サービス費請求書に長野市移動支援サービス費明細書、長野市移動支援サービス利用確認表及び長野市移動支援サービス複数支援に関する付表（複数支援型の利用がある場合に限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

(文書の様式)

第12 この要綱に規定する申請書その他の書類の様式は、市長が別に定める。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年10月1日長野市告示第 553号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に支援法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「改正前身障法」という。）第17条の5第2項の規定により居宅生活支援費のうち外出介護に係る支給決定を受けている障害者及び支援法附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「改正前知障法」という。）第15条の6第2項の規定により居宅生活支援費のうち外出介護に係る支給決定を受けている障害者については、この要綱の施行の日に第4第1項の規定により支給決定されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前身障法第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に限る。）に係る改正前身障法第17条の4第1項の指定を受けている者及び改正前知障法第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護（外出介護に限る。）に係る改正前知障法第15条の5第1項の指定を受けている者並びに支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3の2第2項に規定する精神障害者居宅介護等事業（外出介護に限る。）を行っている者は、この要綱の施行の日に第3第1項の事業者とみなす。

附 則（平成19年3月30日長野市告示第 131号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月16日長野市告示第 366号）

この要綱は、平成20年7月16日から施行する。

附 則（平成21年6月19日長野市告示第 328号）

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成25年10月15日長野市告示第 698号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年4月15日長野市告示第 223号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度分の移動支援サービス事業から適用する。

附 則（平成28年4月1日長野市告示第 179号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の長野市移動支援サービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の移動支援サービスの利用に係るサービス費について適用し、同日前の移動支援サービスの利用に係るサービス費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月27日長野市告示第 575号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市移動支援サービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受理した申請に係る移動支援サービス費の支給から適用し、同日前に受理した申請に係る移動支援サービスの支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月7日長野市告示第 461号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市移動支援サービス事業実施要綱の規定は、平成30年9月1日以後の移動支援サービスの利用に係るサービス費について適用し、同日前の移動支援サービスの利用に係るサービス費については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日長野市告示第 162号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市移動支援サービス事業実施要綱第10第2項の規定は、令和3年7月1日以後に行う移動支援サービスに係る費用の負担額について適用し、同日前に行った移動支援サービスに係る費用の負担額については、なお従前の例による。

別表（第9関係）

区分	個別支援型	複数支援型
日中時間帯 （午前8時～午後6時）	30分当たり 1,000円	30分当たり 500円
夜間時間帯 （午後6時～午後10時）	30分当たり 1,250円	30分当たり 625円
深夜時間帯 （午後10時～午前6時）	30分当たり 1,500円	30分当たり 750円
早朝時間帯 （午前6時～午前8時）	30分当たり 1,250円	30分当たり 625円